

長崎県県営住宅買い物困難者支援移動販売事業実施要綱第12条の要綱に定めるもののほか必要な事項

- 1 地元地自治会から移動販売実施の要望がある場合は、地元自治会は県へ要望書を提出する。（参考様式1）
- 2 県は、1の要望書を受理した場合、県ホームページにて事業者の募集を行う。
- 3 県営住宅の敷地内で移動販売実施を希望する事業者は、事業者の概要、実績、アピールポイント等のわかる資料を添付し県へ申し込む。（参考様式2）
- 4 県は、3の申し込みを受けた場合、地元自治会へ連絡する。自治会と事業者は協議を行い、自治会はその結果を県へ報告する。
- 5 事業者は、年度毎の事業報告書を翌年度の5月末日までに県へ提出する。（参考様式3）
- 6 県が団地に関する種々の調査を行う際、必要に応じて事業者は県に協力すること。
- 7 原則、スピーカーや拡声器等での宣伝行為は行わないこととする。
- 8 移動販売車は軽自動車又は小型車程度の大きさとする事とする。
- 9 移動販売を行う駐車場等の使用料等の徴収は行わない。

移動販売開始までの流れ（実施版）

